郵便申請による証明書の発行について

郵便申請ができる方は、本人又は本人の委任を受けた代理人です。

資産税グループで郵便申請できる主な証明書は、次のとおりです。

・評価証明書 　・公課証明書　・課税台帳兼名寄帳の写し

次の書類等を同封し、下記担当までお送りください。

✂切りとり✂

内容に不備がなければ、受領後おおむね3日以内に返送します。

1. 証明書交付申請書（右欄の申請書をご使用ください）
2. 本人確認書類のコピー（運転免許証、保険証など。代理人が申請する場合は、代理人の確認書類が必要）

※法人の場合は原則、法人代表者印の押印と印鑑証明もしくは

取締役による自署と履歴全部事項証明書（法人登記簿）

1. 委任状（代理人が申請する場合のみ必要）
2. 被相続人との関係がわかる戸籍等（被相続人の証明書を申請する場合のみ必要）
3. 手数料分の定額小為替

評価証明書・公課証明書 … 土地3筆まで、家屋3棟まで

それぞれ200円。以降1筆、1棟増えるごとに50円追加。

　　課税台帳兼名寄帳の写し … 1通200円。

※現金や切手での納付は受付できません。おつりのないよう、郵便定額小為替をお送りください。なお、受取人欄は記入しないでください。

1. 返信用封筒

切手を貼り、宛先を記入してください。

その他、注意事項については市HPをご確認ください。

【問い合わせ・送付先】

〒361-8601 行田市本丸2番5号

行田市役所 税務課資産税グループ

048-556-1111 (内線233・234）

郵便申請用証明書交付申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 申請者の住所 | 〒　　　 － | |
| 1. 申請者の氏名 | ※法人の場合は、代表者印（法務局に登録のあるもの）を押印してください | |
| 1. 申請者の生年月日 | 年　　　 月　　　 日 | |
| 1. 申請者の電話番号   （携帯電話可） | TEL　　　　　－ 　　　　　－  ※平日の昼間に連絡がとれる電話番号 | |
| 1. 証明対象者(納税義務者)の住所 | 〒　　　 －　　　　　 　　□ 申請者と同じ | |
| 1. 証明対象者(納税義務者)の氏名 | □ 申請者と同じ  ※法人の場合は、代表者印（法務局に登録のあるもの）を押印してください | |
| 1. 証明書の種類   （必要なものに○をつけてください） | 評価証明書（　土地　　家屋　　両方　）  公課証明書（　土地　　家屋　　両方　）  課税台帳兼名寄帳の写し  その他（　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 1. 証明が必要な場所の地番 | 行田市  ※所有物件全ての場合は、「所有物件全て」と記入 | |
| 1. 証明書の年度 | 平成  令和 | 年度 |
| 1. 必要な通数 | 通 | |